

社会福祉法人華翔会
短期入所クレソン

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人華翔会が設置する短期入所クレソン（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 短期入所の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前3項のほか、障害者総合支援法（平成25年政令319号。以下「法」という。）及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所クレソン
- (2) 所在地 静岡県裾野市茶畑1428番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1名 (兼務)
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名以上 (非常勤)
医師は、利用者に対し、健康管理及び療養上の指導を行なう。
- (3) 看護職員1名以上・介護職員6名以上 (兼務)
看護職員・介護職員は、サービスの提供に当たり利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者に対し適切なサービスを行なう。
- (4) 生活相談員 1名以上 (兼務)
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、サービスの調整のほか、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (5) 機能訓練指導員 1名 (兼務)
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
- (6) 栄養士 1名 (兼務)
栄養士は利用者の栄養管理、栄養状態の管理を行なう。
- (7) その他職員 実情に応じた必要数

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、介護保険法に基づく指定短期入所生活介護（定員20名）の空床利用とする。

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第7条 1ユニットの定員は10名とし、事業所内に2ユニット設けるものとする。

(定員の遵守)

第8条 事業所は、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を遵守するものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(短期入所を提供する主たる対象者)

第9条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害
- (4) 障害児

(短期入所の内容)

第10条 事業所で行う短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理

(利用者から受領する費用の額等)

第11条 指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

- 3 前2項のほか、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

- (1) 食事の提供に係る費用 1日につき 1,650円(うち食材料費 970円)
ただし、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者(低所得利用者という。)に対して食事の提供を行った場合は、上記該当食材料費に加えて、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額(厚生労働大臣が定める額の百分の10)の支払いを受けるものとする。

- (2) 居室に係る光熱水費 1日につき 700円

- (3) 日用品費義歯あり 1日につき 200円

日用品費義歯なし 1日につき 150円

- (4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 事業所・設備等を破損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。

- (2) 許可を受けなくて、物品等の展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。
- (3) 許可を受けなくて火気等を使用しないこと。
- (4) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 機能訓練器具等を許可なく使用しないこと。
- (7) 事業所内は禁煙のため厳守すること。
- (8) 飲酒は原則として禁止とする。
- (9) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 現に短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

- 第15条 提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により静岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して市町村又は、静岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、静岡県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第16条 事業所は、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行なうとともに、必

要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なうものとする。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(掲示)

第18条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行うものとする。

(秘密保持等)

第19条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(事故防止のための措置に関する事項)

第21条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第22条 施設は、ハラスメントの発生またはその再発を予防するため、指針の整備を行うとともに、研修を実施その他必要な配慮を行う。

(意思決定支援の推進)

第23条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

(本人の意向を踏まえたサービス提供)

第24条 事業所は、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人華翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(裾野市地域生活支援拠点の緊急時受け入れ)

第26条 事業所は障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者等の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等を整備する事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、事故や急病等による介護者の不在又は障害者等の障害の特性に起因する状態変化等の緊急時の障害者等の受け入れ及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

附則 この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年7月15日から施行する。

附則 この規程は、令和4年10月15日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。